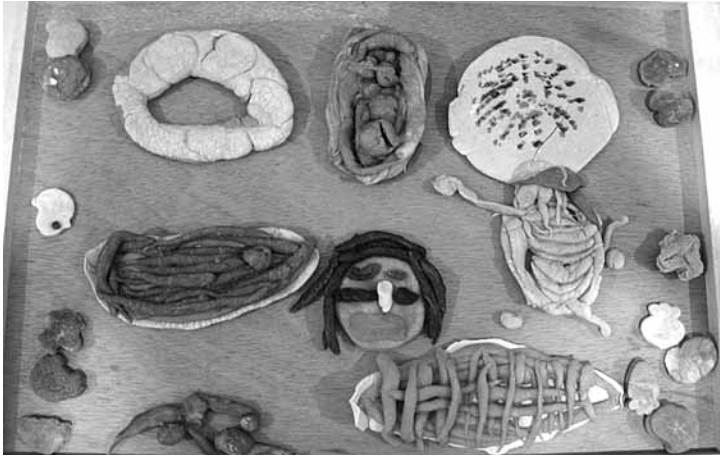


発行/芦屋市役所
 ☎0797-31-2121/☎0797-38-2152
 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
 HP <http://www.city.ashiya.lg.jp>
 ☒ info@city.ashiya.hyogo.jp

■問い合わせ
 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178



作品名「食欲の秋」(平成23年度障がい者(児)作品展から)

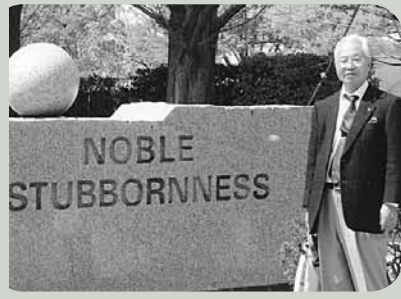
12月3日～9日は “障害者週間”です

国では、本年8月に公布された障害者基本法で新たに「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」という基本原則を定めました。国民の間に広く関心と理解を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。

この機会に、障がいのある人もない人も、共に生きる社会について考えてみませんか？

【筆者プロフィール】 堺 執(さかい みのもる)氏

関西学院大学法学部卒業。
 現在、社会福祉法人三田谷治療教育院理事長ほか、芦屋市社会福祉協議会副会長・芦屋市地域自立支援協議会々長・芦屋川ロータリークラブ会員・全国社会福祉施設経営者協議会常任協議員・兵庫県社会福祉施設士会々長などを歴任されている。



日本は長寿世界一ですが幸福度は世界百七十八カ国の中で、九十位であり自殺者の多いことなど、不安で先の

共に信じあい助けあって世界に誇れる芦屋を創ろう

三田谷治療教育院理事長・堺 執

見えない閉塞感が、社会全体に漂っています。

さて、平成十八年に国連が採択した「障害者権利条約(仮称)」の、日本での批准が求められています。

平成二十二年に国(厚生労働省と障害者自立支援法違反訴訟原告団・弁護団七十一人)との間で結ばれた、基本合意文書(前提とした日本国内の法律を整備する必要があります)。

そこで国は、障がい者制度改革推進会議を発足させ、取り組んでいます。最終的には平成二十五年八月までには新たな法律を施行させるというスケジュールで、障がい者制度改革推進会議(総合福祉部会)が発足しました。その委員のメンバー五十五人は、その半数以上を当事者等関係者が占めています。

それは、障害者権利条約(仮称)の基本精神の強い影響を受けたからです。「私たち抜きで私たちのことを決めないで」というものであり、議論を重ねて厚生労働省はそれを踏まえて、いよいよ法制化されることになりました。

戦後の長い歴史の中で障がい者施策は発展向上してきましたが、諸外国と

比べた時には大きな差があります。国民の合意が得られず現在に至ったといえるでしょう。その結果、健常者の施策が中心となってきたともいえるでしょう。

それが今回世界的な流れと国内政策(政治主導)により変わりつつあります。しかし、現実は大変です。国家財政は破たんし、借金大国となっているからです。

また、現実との乖離(乖離)があります。大きなブランドデザインのないまま、進行しているように見えます。障がい者の入所系の施設は、「地域移行」への方向が決まっており、理想論が先行しているといえるでしょう。

県の知的入所施設の現状は、利用を希望する待機者は三百九十一人おられます。すなわち高齢者施設への待機者・保育所への待機児童そして障がい者施設への待機者と、多くの待機者があるのが現状なのです。これが二丁

このような社会情勢の中、あの三月十一日の東日本大震災が発生し、原発事故、その上台風十二十五号が日本列島を直撃しました。私たちも体験した

あの阪神・淡路大震災が昨日のことのように頭をよぎります。しかし、何とかしなければなりません。特に原発は人間が作ったものです。自分が作ったものへの対応・処理にこれほど苦勞しなければならぬとは情けないことです。多くの国民は情報を丸のみにして、グリーンエネルギーの原爆を信じていました。

その後、日本全体が復興を旗印に展開している支援の動きは素晴らしいものがあると思います。芦屋でも官・民が積極的にさまざまな支援をしています。これらのことを通して、将来の日本の進むべき道を指し示しているのではないかと思います。障がいのあるかたがたも、いまや一千万人をはるかに超えています。

障がい者だけに特化したことから抜け出して、すべての国民・市民が一致して、よりよい社会づくりのために一人ひとりが身の丈に合った働きが求められている時ではないかと思えます。

今こそ共に信じあい・助けあって、日本にそして世界に誇れる芦屋を創り出していかなくてはなりません。

災害時要援護者名簿の作成に取り組んでいます

市では、阪神・淡路大震災の教訓から、平常時より障がいのあるかたなど特に支援が必要となる要援護者の状況を把握し、大規模災害発生時には、安否確認や避難などさまざまな支援等に活用することを目的とした、「災害時要援護者名簿」の作成に取り組んでいます。



下記に該当するかたで、まだ未登録のかたは、この機会にぜひご登録ください。

- 対象者 身体障害者手帳の1・2級をお持ちのかた
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
上記のかたのうち、自力で避難場所への避難が困難・不安があるかた
- 内容 住所・氏名・緊急時の連絡先・日常生活の状況等
- 登録方法 申請書を障害福祉課へ提出してください。
用紙は障害福祉課窓口ほか、市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178
 HP <http://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shinseisho/>

授産品を販売しています

障がいのある人が作業所等で作った授産品を、市役所の売店横および保健福祉センターの就労支援カフェ「Cache-Cache(カシユカシユ)」横で、それぞれ下記のとおり販売しています。

※収益は、障がいのある人への工賃や作業所の運営費等に充てられます。

【芦屋みどり福祉作業所 ☎31-4001】

- 内容 手作りぞうきん・クッキー
- 販売日 毎週火・金曜日
- 販売所 保健福祉センター/午後2時～4時



【芦屋メンタルサポートセンター「ライラック」 ☎32-0441】

- 内容 さをり織り製品
- 販売日 毎月第2・4水曜日
- 販売所 市役所/午前11時～午後1時
保健福祉センター/
午後2時～4時



【障がい者が街で共に生きる みんなの麦の家 ☎32-7771】

- 内容 パン・ラスク・クッキー
- 販売日 毎月第2・4金曜日
- 販売所 市役所/午前11時～午後1時
販売日・時間は作業所等の都合により、変更になる場合があります。
詳しくは、各作業所等へお問い合わせください。